

滋賀県市町村職員研修センター事務局設置に関する条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 3 号〕

改正 平成 16 年 5 月 13 日 条例第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため事務局を置く。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 5 月 13 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。